

○ 財務省告示第三百四十六号
平成二十八年十一月十四日(以下「第五条第十一項の規定」)
行条件等を次のように定む。
二十八年十二月八日(以下「第二条第一項の規定」)
行規則(以下「規則」)に定む。
二十九年一月十四日(以下「第二条第一項の規定」)
行規則(以下「規則」)に定む。

二 一 発行条件等を次のように定む。
二十九年一月十四日(以下「第二条第一項の規定」)
行規則(以下「規則」)に定む。

の法律発行の根柢とし、その規定は、
二十九年一月十四日(以下「第二条第一項の規定」)
行規則(以下「規則」)に定む。

四 三 二 一 発行条件等を次のように定む。
二十九年一月十四日(以下「第二条第一項の規定」)
行規則(以下「規則」)に定む。

用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に由機用「振替法」へ昭和二十九年
る参て札發によ競争は受けけるも日本銀行の規則
も加、「と行による發行に付する。その規定は、
の者財同「とい發行に付する。その規定は、
にご務時「とい發行に付する。その規定は、
よと大に「とい發行に付する。その規定は、
るに臣行。「以發行に付する。その規定は、
行募各れ及「限國るび価格競い入額市札格競い入
へ度債入価格競い入額市札格競い入額市札格競い入

国庫短期財務証券(第六百四十五回)の規則(以下「規則」)に定む。
三十一年六月三十日(以下「第二条第一項の規定」)
行規則(以下「規則」)に定む。

大臣 麻生 太郎

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
 千 三 三 十 三	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 万 千 四 兆	面 六 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 八 八 万 九	金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
	額 万 額	応 額 市 ° ら み	争 市
	で 円 で	募 の 場 そ の	入 場
	三 三	額 範 特 の う	札 特
百 十 円 百	兆	を 囲 別 応 ち	發 別
円 六 五	八 九	割 内 参 募 応	行 参
億 十 五	百 千	り に 加 額 募	一 加
八 五	七 八	当 お 者 を 価	と 者
千 億	八 百	て い ご 順 格	い •
七 千	四 百	る て と 次 の	う 第
百 九	二	。 各 の 割 高	。 I
八 百	十 五	申 応 り い	非
十 五			

十一
 六
 五
 四
 三
 十二
 口
 イ
 一
 発
 振替
 単位

払者	入場元	償	行争	非者	特国	入価	発						
込札	所金	還	入価	・別	債	札格	行	行					
期参	支金	期	札格	第参	市	発競	価						
日加	払額	限	發競	I	加場	行争	格	日					
平成二十 八年十一 月十四日 三十 六 五 四 三	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行の百円	額をと きの銀行 百円	當年二月 にうつ。 期二月 とが月 の銀二 翌行 営休日 業業 日日 にに	たただ成 るし二十 、十 き償九 年 にう、 つ。そ き 百 円	平 本面 大銀 臣行 から 年通 一通知 月を 十四 日 た者	償行 入価 期札格 發競I 償當 還た 支金 払額 額償 本面 金金 額をと 百支 円払 にう にう つ。 き き 百 円	争非 入価・ 札格第 發競I 行競I 非者 別債 參市 加場	特國 債 市 場	入価 札格 發競 行爭	發行 行競 価	行争 格	發格
十九 振替 単位	平成二十 八年十一 月十四日 三十 六 五 四 三	厘額格 三面 毛金 額 百上 円 にそ つれ きぞ 百圓 七錢 四 厘額 厘額 五百 毛金 以額 上百 の円 にそ れつ ぞき れ百 の円 応七 募錢 一	厘額格 五面 毛金 額 百 の円 にそ れつ ぞき ぞき 百 の円 七 錢 四 厘額 厘額 成る 二。 又の 倍は 八年 金錄に 額はよ に、る よ最振 も額口 の面座 と金簿	平す額の 成る記 。整載法 数又の 規定の記 に金錄に 額はよる に、る 振替 口座 と金簿									